

議案第15号

四條畷市土地改良事業分担金等徴収条例の制定について

次のとおり四條畷市土地改良事業分担金等徴収条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

土地改良事業にかかる分担金及び特別徴収金の徴収に関する事項を定めるため条例制定を行いたく、本案を提出した。

四條畷市土地改良事業分担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）による土地改良事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金及び法第91条の2第6項の規定による特別徴収金並びに延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「土地改良事業」とは、法第2条第2項各号に掲げる土地改良事業で市又は大阪府が施行するものをいう。

(分担金の徴収)

第3条 分担金は、土地改良事業（法第87条の3第1項の規定により大阪府が行う事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）によって利益を受ける者（以下「受益者」という。）からこの条例に定めるところにより徴収する。

(分担金の額)

第4条 分担金の総額は、各会計年度において土地改良事業に要する費用の合計額に規則で定める別表の分担割合を乗じて得た額とする。ただし、分担金の総額は、土地改良事業に要する費用から国及び大阪府の支出金を差し引いた額を限度とする。

2 受益者から徴収する分担金の額は、事業ごとの分担金の総額をその受益者の受益程度に応じ、按分して得た額とする。

(特別徴収金の徴収)

第5条 市長は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収するものとする。

(特別徴収金の額)

第6条 前条の規定により徴収する特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る

土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

(延滞金の徴収)

第7条 分担金又は特別徴収金の全額又は一部を納期までに納付しない場合において、その未納分に係る金額に対し、延滞金の率を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。延滞金の率及び計算方法については、市税の例による。

(分担金及び特別徴収金並びに延滞金の徴収猶予又は減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、分担金及び特別徴収金並びに前条の延滞金の徴収を猶予し、又は減免することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。